

平成22年度税制改正に関する要望について

日本貿易会では、経理委員会において、傘下の税務コミッティにて要望内容の検討を行い、17項目からなる標記要望をとりまとめた。昨年来、米国発の金融危機による世界同時不況に陥る中で、経済の活力を維持していくためには、わが国の法人税制が企業の国際的経済活動の阻害とならぬよう、税制基盤を整備する必要がある。こうした観点から、タックス・ハイブン対策税制の見直し、国際的二重課税の排除の強化、移転価格税制の見直し並びに連結納税制度の見直しを優先課題として位置付けると共に、二重課税の排除および税制の公平、中立、簡素の実現を骨子として諸制度の改正を求めている。また、今年度は新たに、寄附金損金算入要件の緩和、更正の請求期限延長などを取り上げると共に、物流委員会からの要請に基づいて認定輸出者自己証明制度に係る登録免許税課税の撤廃も取り上げた。

本要望は、9月16日開催の常任理事会での審議・承認を経て、10月8日、経済産業省へ提出した。

平成22年度税制改正に関する要望

平成21年10月8日
社団法人 日本貿易会

企業の経済活動のボーダーレス化、グローバル化は一層進展し、企業の国際的な競争はますます激化している。最近では中国を始めとしたアジア諸国、或いはEU諸国において法人実効税率の引下げを始めとした経済活性化に資する税制改正が実施され、内国企業の強化策と同時に外資誘致も期待できる政策が打ち出されている。一方、昨年来、米国発の金融危機による世界同時不況に陥る中で、わが国経済は、極めて厳しい状況にあり、企業は、生き残りのため、事業の国際的展開の強化に取り組んでいくことが従来にもまして重要となっている。こうした状況下において、わが国経済の活力を維持していくためには、わが国企業の国際的競争力の確保を図り、海外事業収益の回収促進を図っていくことが求められる。同時に、国内経済を活性化させるためには、外資の国内経済への導入を図っていくことも必須である。

このような経済状況を鑑み、わが国の法人税制についても、企業の国際的な投資活動や経済活動の発展の阻害とならぬよう、諸外国に比べて遜色のない税制基盤を整備する必要がある。

以上の観点より、日本貿易会としては、政策的な恩典を求めるのではなく、タックス・ハイブン対策税制の見直し、国際的二重課税排除の強化、移転価格税制の見直し、並びに連結納税制度の見直しを優先課題として位置付けると共に、税制の公平・中立・簡素の実現を骨子とした、以下の項目について税制改正を要望する。

記

1. タックス・ハイブン対策税制の見直し及び国際的二重課税排除の強化

1 - 1. タックス・ヘイブン対策税制の見直し

本税制は、日本企業がタックス・ヘイブンを利用して税負担を不当に軽減することを防止する目的で創設された制度である。しかし、近年の企業活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応していないため、現状では、日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっており、商社をはじめとする日本企業に深刻な経済的打撃を与えている。企業の正当な経済活動への干渉を避けるためには、企業の実態に即した本税制の適用除外要件の緩和が必要である。また、平成 21 年度税制改正によって特定外国子会社等から受領する配当金の取扱が変更になっているが、合算課税との二重課税を防止する必要がある。以上の観点より、下記の項目について要望する。

- (1) 軽課税国の判定基準を現行の 25%から 15%に引下げる。「25%未満」への改正は喫緊の課題であり、速やかな実施を要望する。ⁱ
- (2) グループ持株割合合計を 5%以上から 20%以上へ引上げること。
- (3) 下記配当について、子会社に特定課税対象金額が無いことによって生じる二重課税を排除すること。
 - ・ 特定外国子会社等から通常の子会社(特定外国子会社等に該当しない会社)になった場合ⁱⁱ
 - ・ 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する場合ⁱⁱⁱ
 - ・ (親会社と同じ決算月の場合等)翌年度に合算となる当該事業年度中に、特定課税対象金額が無い状態で中間配当を行う場合^{iv}
- (4) 特定外国子会社等からの配当にかかる源泉税を「損金算入」から「直接外税控除と損金算入の選択」に変更すること。
- (5) 非関連者基準要件に係わる非関連者取引割合を 50%超から 25%超へ緩和すること。
- (6) 適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めること。
- (7) 所得に対する租税負担割合の計算上、出資比率を条件に非課税となる国外受取配当金は、分母の所得に加算する必要がないが、「出資比率を条件に」を削除すること。
- (8) 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合には、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については非課税とすること。
- (9) 特定外国子会社等のうち課税済留保金が無い会社からの配当については、益金不算入制度が適用されず間接外国税額控除となる経過措置の対象外とすること。

平成 21 年度税制改正により国外配当益金不算入制度が創設され、同制度によって非課税となる配当所得については、二重課税の解消が図られることとなった。一方、非課税とならない配当及びその他の所得について、わが国の法人税制は、全世界所得を課税対象としているため、日本企業が外国で所得を稼得した場合、所得源泉地国とわが国による二重課税が発生する。このような国際的二重課税を排除するための制度が外国税額控除制度であるが、現行の外国税額控除制度で

は、二重課税が不完全な形でしか排除されないため、以下の項目について要望する。

1 - 2 外国税額控除制度の見直し

- (1) 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すること。
v
- (2) 外国法人税の控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を3年から7年に延長すること。vi
- (3) 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること。
- (4) 経過措置による間接税額控除の適用期限を3年から7年に変更すること。vii

1 - 3 国外受取配当金益金不算入制度の見直し

- (1) 益金不算入対象に海外支店の所得を含めること。
- (2) 益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止すること。
(外税控除の対象外であり、かつ損金不算入となる源泉税である。)

2. 移転価格税制の見直し

移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社のように海外で事業を行なっている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来たす可能性も否定できない。特に無形資産と役務提供取引の取扱いについては、他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっていることから、企業にとりどのような場合が移転価格税制に該当するのかという予見可能性が確保されていない。国外関係者への寄附金課税との線引きを明確にしつつ、移転価格税制の整備として以下の項目について要望する。

- (1) 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すること。
- (2) 国外関係者の範囲は、出資割合「50%以上」となっているが、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%超」とすること。
- (3) 現行制度は一時的にせよ企業に二重課税を強いる制度であるから、例えば租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。また、租税条約においては、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことも要望したい。
- (4) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関係者と判定する際は、税務当局側に挙証責任があることを明文化すること。

3. 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、産業界が待望していた制度であったにもかかわらず、本制度の創設時に、税収減への対応や厳格な課税制度にあまりに力点が置かれた結果、当初に想定されていた企業の組織再編に対する税制の公平性・中立性が確保されていないと考えられる。

清算時の子法人株式の帳簿価額修正については改正されたが、今後これ以外の問題点についても逐一見直し、わが国の連結納税制度を国際的に遜色のない制度に近づけていくべきである。ついでには、以下の項目について要望する。

- (1) 連結納税適用開始前に子法人で発生した欠損金の持込制限を緩和すること。
 - (2) 連結納税グループ加入時の資産の時価評価課税を廃止すること。
 - (3) 連結納税グループ内の寄附金の全額損金不算入措置を廃止すること。
 - (4) 連結子法人株式を売却すること等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、そこから配当した場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないように、帳簿価額の修正方法を改正すること。^{viii}
 - (5) 連結子法人が連結欠損金個別帰属額を有する場合、子法人の清算により欠損金の切捨てに対する二重課税が生じないように平成 17 年度税制改正が行われたが、二重課税がおきるケースについて子法人株式の帳簿価額の修正方法を再改正すること。^{ix}
- * 解散の場合に限り帳簿価額修正額から連結欠損金個別帰属額となる金額を除く（但し、連結欠損金個別帰属額のうち債務超過額相当額は、投資簿価修正額から除かない）という施行令となっているため、債務超過子法人の清算の場合や、連結欠損金が期限切れした子法人の清算の場合に二重課税がおきる。この問題を是正するため、解散の場合の帳簿価額修正額から連結欠損金個別帰属額として期限が切れた金額を除く（債務超過の子法人を清算する場合も同様とする）と再改正いただきたい。
- (6) 地方税に連結納税制度を導入し、赤字会社と黒字会社の所得通算を可能にすること。
 - (7) 連結子法人のグループ加入時期を完全支配関係を有することになった日の属する連結親法人の事業年度の翌事業年度のグループ加入とすることを認め、翌年度加入とするか当年度加入とするか、子法人毎に選択可能とすること。
 - (8) 連結納税制度を導入した一定期間経過後、会社の選択により連結納税取止め(=単体申告へ戻る)を可能とすること。
 - (9) グループを一体として課税する連結納税制度の趣旨に鑑み、外国税額控除、租税特別措置法の税額控除等、個別の法人毎に計算を行う項目については、試験研究費の特別控除と同様、連結グループ全体で計算された金額全てを個社に配分することを基本にすること。

4. 二国間租税条約の締結及び改定促進

現在、わが国の租税条約ネットワークは 56 ヶ国（平成 21 年 4 月）を数えるが、100 ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、現在、精力的に行われている租税条約の締結交渉を

さらに加速し、ネットワークの拡大を進めるべきである。また、近年、経済活動のグローバル化に伴い移転価格税制に関する国際的二重課税のリスクが高まっているが、移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議は租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務である。更に、既存の条約についても、その内容が古いものについては、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係る源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米租税条約をモデルとして改定を図るべきである。

なお、国外受取配当益金不算入制度が創設され、益金不算入となる配当に係る源泉税が損金不算入となったことより、配当に係る源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進すべきである。

また、租税条約の各条項で規定されている持分割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分割合を基準に判定できる旨を規定して頂きたい。

5．法人実効税率の引下げ

わが国の地方税も含めた法人実効税率は、30%以下が主流である欧州主要国や、さらに低水準のアジア諸国に比べて高止まりしていると言わざるを得ない。日本企業の国際展開における競争力確保や、内外からの投資促進の観点から、この引下げを要望する。（参考資料1）

6．国内受取配当金の益金不算入制度の見直し

受取配当金の益金不算入制度は、シャープ勧告に遡るわが国法人税制の根本をなす制度であるにも拘らず、連結納税導入時の税収減に対応するため、その財源措置として連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、同時に特定利子の規定が廃止されたものである。このような措置は、二重課税の排除という制度本来の趣旨に逆行することは勿論、商社などレバレッジの高い企業には特に税負担を強いる不公平な結果を招いている。ついては、以下の項目について要望する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) すべての国内株式に係る益金不算入割合を100%に引上げること。(2) (1)が実現されない場合には、連結法人以外の配当につき、負債利子算定事務簡素化の観点から国内配当の益金不算入制度の見直しを行い、95%を益金不算入とすること。(3) (1)(2)ともに実現されない場合には、特定利子規定を復活すること。 |
|--|

7．欠損金の繰越・繰戻期間の延長

平成16年度改正において、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長されたが、わが国の制度は、依然欧米先進国と比較して、繰越・繰戻いずれも期間が短く、且つ、繰戻還付については、財政状態を理由に制度が長期間停止されている状態である。欠損金の繰越期間は適正・公平な課税を確保するため帳簿書類の保存期間に合わせた期間となっているが、現行の会社法では、会計帳簿

について 10 年間の保管義務が課せられており、主要な帳簿を検証する環境は担保されていることから、以下の項目について要望する。(参考資料 2)

- (1) 欠損金の繰越期間を 10 年に延長すること。
- (2) 欠損金の繰戻の凍結措置を解除し、繰戻期間を 2 年に延長すること。

8. 資産価値の実態に即した税制適用

減損会計をはじめとする近時の商法・企業会計の変化は目覚しく、このままでは会計と税法の乖離が著しく大きくなることが予想される。損失に関する会計と税法の乖離は、繰延税金資産の積み上げによるキャッシュフローの悪化を促し、金融機関のみならず日本企業全体の財務体質の改善に足かせとなる。このため、税法が「別段の定め」を大胆に見直し、会計に歩み寄ることが重要である。ついては、以下の通り、資産価値の実態に応じた損金処理を容認するよう、以下の項目について要望する。

- (1) 貸倒引当金繰入額の損金算入要件を大幅に緩和すること。 ^x
- (2) 有価証券、ゴルフ会員権、固定資産、販売用不動産の評価損の損金算入要件を大幅に緩和すること。 ^{xi}

9. 事業税外形標準課税の見直し

平成 16 年度から、法人事業税の外形標準課税が導入されたが、特に資本割計算については、企業は無償減資等による事業規模の縮小を図ったにもかかわらず、現行税制では暫定的な資本割の軽減措置(平成 21 年度までの措置)のみとなっており、法人の事業規模に対応する課税制度が適正とは言えない。また、資本金 1 億円超の大法人のみが対象とされており、すべての法人に対する応益課税という当初の趣旨が歪められている。しかも、課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑な制度となっており、対象企業に多大な事務負担をもたらしている。ついては、以下の項目について要望する。

- (1) 無償減資等を行った場合の資本割の軽減措置を恒久化するとともに、被合併法人で行った無償減資等についても、軽減措置の対象とすること。
- (2) 外形標準課税の課税標準の計算方法を大幅に簡素化すること。
- (3) 住民税均等割、事業所税等他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を行なうこと。
- (4) 資本割の持株会社特例に係る、特定子会社の持株割合要件を、現行の「50%超」から国外配当益金不算入制度との整合を取り「25%以上」に緩和すること。

10. パススルー税制の整備

現行法人税は、法人を納税義務者と定めながら、法人を定義していないため、米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）など海外の事業体がわが国において納税義務者となるのかどうか、法令上明らかでない。また、現行法人税法は、現存する任意組合、匿名組合についてすら、その取扱いを通達に委ねており、こうした立法上の不備がわが国におけるパススルー事業体の普及を妨げる一因となっている。

民法組合の特例として日本版LLP（有限責任事業組合）ができ、さらに新会社法の施行により日本版LLC（合同会社）が創設されたが、現行税制を前提に法人格があれば法人税がかかるという原則を見直し、外国事業体の取扱いも含めた本格的パススルー税制の整備が望まれる。以上から、下記について要望する。

- (1) 合同会社の場合、一定の要件（一定の要件とは、持分の譲渡制限、構成員の数程度とし、LLCの事業内容、資産規模、資本金の額等は問わないとすること）を満たすものについては、わが国税法上パススルー課税とすること。
- (2) 日本企業が、海外で組成されたLLC等の持分を取得した場合、当該LLCが所在国においてパススルー課税を受けることを条件として、わが国税法上もパススルー課税を選択できるようにすること。

また、平成17年8月より施行された日本版LLPについても、LLPの設立時、及び追加出資時の現物出資に対する課税繰延や、LLPを解散して株式会社を設立する場合に、LLP財産の現物出資の課税繰延ができるように税制の整備を要望する。

11. 減価償却制度の見直し

平成19年度改正において償却可能限度額が100%となる等大幅な見直しがされた点は評価出来るが、固定資産税における評価額計算については依然として旧制度を維持することとされ、複数データによる管理事務を強いる結果となっている。

また、減価償却費として損金算入されるのは償却費として損金経理した金額の内、償却限度額に達するまでの金額となっており、損金経理金額が償却限度金額より小さい場合における償却不足額についての減算調整が認められていない。国税と地方税のハーモナイゼーションと手続き面の簡素化の観点より以下について要望する。

- (1) 固定資産税の評価額計算においても、償却可能限度額が100%となった新制度が適用されるよう改正すること。
- (2) 損金経理要件を撤廃し、償却限度額までの範囲内であれば、減額調整が出来るようにすること。

12. 役員賞与損金算入要件の明確化及び緩和

平成18年度、19年度の税制改正により、役員給与の一部について損金算入可能な道が開けたとは言え、その実際の適用に当たっては、未だ不明確な部分や実務的に対応が困難な部分がある。特に利益連動給与における開示要件については、個人情報保護法の観点や公示制度の廃止と逆行する点もあり、改善の必要があると考える。

また、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては原則損金算入を認めるべきであり、寧ろ損金算入されない不相当高額な給与、不正支給の給与を明確化するという切り口での対応にしたい。以上から、下記について要望する。

(1) 事前確定届出給与について

同族会社以外の会社の場合において、事前確定届出の提出が不要となったものについては、非同族の同族会社についても同様の取扱いとすること。

(2) 出向契約等において給与負担金の額が月額で規定されており、出向先法人において1月毎に未払計上していれば、支払は1月毎でなくとも定期同額給与として取扱うことを明記すること。又、給与負担金の損金算入の形式的要件（株主総会等決議及び出向契約締結）を廃止し、事実上定期同額給与になっていれば損金算入を認めること。

(3) 利益連動給与の導入対象会社に非同族の同族会社も加えること。また、その開示要件を役員毎ではなく役員給与の総額とすること。

(4) 利益連動給与については、完全な利益連動給与ではなくある程度の定性評価による給与の決定も認めること。

(5) 連結ベースの指標であっても利益指標に使用出来る旨を明らかにすること。

13. 寄附金損金算入要件の緩和

寄附金については、欧米諸国と同様、損金算入の制限の対象となる寄附金を慈善寄附金のみに限定し、事業遂行上必要で経済合理性のある支払いについては原則損金算入とすることを要望する。

14. 更正の請求期限延長

現在、法定申告期限から1年以内となっている「更正の請求」の期限を、過少申告の場合の「一般修正申告」と同様、更正の除斥期間までに延長することを要望する。

15. 海外投資等損失準備金制度の期限延長

自国で資源確保が難しいわが国は、諸外国から資源を調達してくることが急務であり、また、

中国等他の国々における資源需要が高まる中、ますますわが国の資源確保が重要となることより、わが国の資源を確保する為の投資を推進する観点から、平成 21 年度で期限切れとなる本制度について、期限延長を要望する。

16．税務手続の電子化促進措置の強化

- (1) 法人税及び連結法人税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、会社備え置き等の一定の要件の下、第三者作成書類の税務署への提出又は提示を省略することを認めること。具体的には以下の項目について申告添付の省略を認めていただきたい。
 - ・ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に係る添付書類
- (2) その他確定申告の際の添付要件となっている決算書、会社概況書等の書類について、添付省略を認めるか、一般的に利用されているフォーマットによる電子データ添付を可能とすること等により、別途提出書類なしで申告が完了できるような措置を講ずること。
- (3) 租税条約の届出書に e-tax を利用可能とすること
- (4) 親法人が連結申告書を電子申告する場合は、連結子法人による個別帰属額の所轄税務署への提出を省略可能にすること

17．認定輸出者自己証明制度に係る登録免許税課税の撤廃

経済連携協定は国際的な貿易の円滑化、自由化策であり、わが国として経済連携協定を締結し、貿易の円滑化、国際競争力の維持・強化を推進することは貿易立国として率先遂行すべき政策であると考えます。

しかしながら、このたびの改正法案では認定輸出者の認定を受けた者に対して登録免許税を課税するとしており、諸外国でもこのような課税は行われておらず、これはわが国が貿易立国として遂行する政策と矛盾するものと考えます。原産地証明書の自己発行は発給手続を簡素化する世界的な流れに沿ったものであり、当会としても導入を強く働きかけてきている。「認定輸出者自己証明制度に係る登録免許税課税の撤廃」を行い、経済連携協定が有効に活用される環境を整え、わが国全体として享受する経済効果の最大化を図るべきと考えます。こうした理由から、登録免許税の課税については断固撤廃を求めるものであり、即時の撤廃が困難である場合には少なくとも、時限立法において減免措置を執られることを要望する。

以上

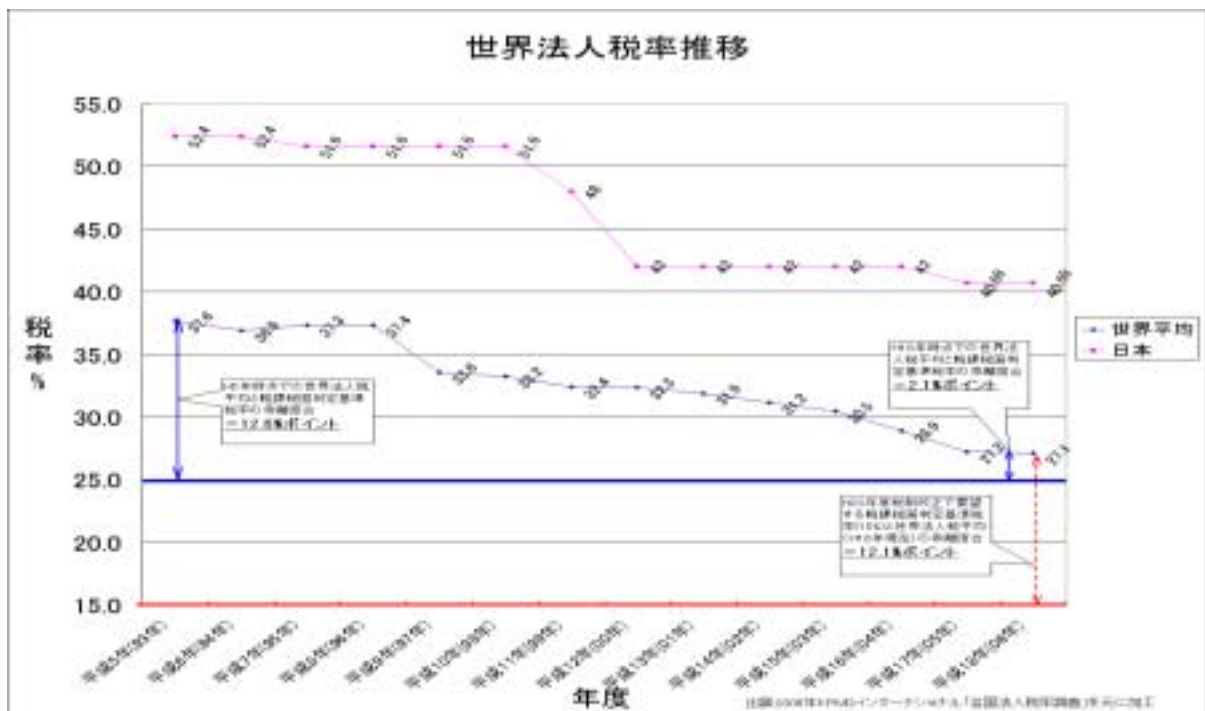
参考資料1. 主要国における実効税率

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
実効税率	40.69%	35% (ネバダ) 40.75% (カリフォルニア)	28%	29.83% (全ドイツ平均)	33.33%

参考資料2. 主要国における欠損金の繰越及び繰戻

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越控除	7年	Operating Loss 20年 Capital Loss 5年	無制限	無制限	無期限
繰戻還付	(前1年) 停止中	Operating Loss 前2年 Capital Loss 前3年	前1年	前1年 (511,500ユーロ 上限)	前3年

参考資料3. 世界法人税率推移



注) 実効税率算出時における地方税については、代表的な都市における税率を用いて計算している。

また、社会保障関連の負担率については考慮されていない。

<考察>

参考資料 3 は、国際税務専門機関による法人実効税率の調査の集計結果である。タックス・ハイブン税制のトリガー税率(25%)を導入した平成4年度の翌年度に当たる平成5年度での世界平均実効税率が37.6%であったのに対し、平成18年では27.1%()まで低下している。日本の実効税率も平成5年では52.4%であったが、平成18年では40.7%へと低下している。世界平均においても、日本においても約10%強の法人実効税率の低下を見ることが出来る。

同機関による最新の調査結果によれば、平成20年の世界平均実効税率は25.9%になっている。

《脚注》

i 諸外国では法人税率の低下が見られ、特に中国では、平成20年1月から法人税率が25%に引き下げられている。外部的要因である諸外国の法人税率低下のみに因り、特定外国子会社等が急激に増加し、申告等に係る事務負担が著しく増加することを防止する必要がある。

ii タックス・ハイブン税制に基づく合算(以下TH。 、 において同じ。)対象となるか否か、毎年度判定することになっているが、合算対象となった後、THに該当しなくなってから、過去の合算対象金額を内国法人へ配当する場合、特定課税対象金額を引き継げないと、合算課税と配当課税との二重課税となる為、THに該当しなくなった後も、特定対象金額を引き継げる措置が必要である。

iii 出資構成：

内国法人	-	海外子会社 A	-	海外子会社 B (TH 該当)
------	---	---------	---	-----------------

 とする。

上記の出資構成において、TH対象孫会社B社の内国法人合算対象額をA社経由、内国法人へ配当する場合、内国法人における配当課税関係は、内国法人とA社間の出資関係により、A社に対して内国法人が25%以上保有している場合には、配当の5%相当が、25%未満保有の場合には配当全額が課税対象となる。よって、合算課税と配当課税における二重課税が生じる為、B社の特定課税対象金額をA社からの配当に引き継げるような措置が必要となる。

iv 前提：

- ・内国法人：3月決算、TH子会社C社：3月決算とする。
- ・C社は、X01年上半期(X01年4-9月)利益100 下半期(X01年10月-X02年3月)利益0、X01年度通期利益100
- ・X01年10月にC社が中間配当100実施
- ・C社X01年度(X01年4月-X02年3月)当期利益は、内国法人のX02年度に()合算対象となる。[.....C社の決算月の2ヶ月後となる日を含む内国法人の事業年度にC社を内国法人へ合算する。]

上記の如く、1年遅れで内国法人への合算課税を受けるC社が中間配当を行う場合、中間配当を受けた年度においては、C社合算が未了で特定課税対象金額が生じていない為、C社に対して内国法人が25%以上保有している場合には配当の5%相当額が、25%未満保有の場合には、配当全額が内国法人において課税対象となる。一方、中間配当の翌年度には、C社の合算対象となることにより、合算課税と配当課税の二重課税が生じる為、翌年度の合算課税対象額から中間配当額を控除出来る措置が必要となる。

v 国外受取配当益金不算入制度の導入により、所謂、控除枠の彼我流用問題が相当程度解消すると見込まれる為、本シーリングを撤廃すべきである。

vi 外国法人税の限度超過額及び外国法人税の控除余裕枠について、繰越期間が必要な理由は、内

外における課税時期のズレを調整するためのものであるから、本来期限を付す必要はないが、欠損金の繰越期間が7年とされたのであるから、少なくともこれに合わせ7年とするのが妥当である。また、国外受取配当益金不算入制度が導入され、国外受取配当金を除いた全世界所得が縮小し、3年間では控除しきれないケースが増えることも想定されるため、この面からも繰越期間の延長が必要である。

vii 間接税額控除の経過措置についても、上述、外国法人税の控除限度額及び控除余裕枠の繰越期間同様に、7年とすることを要望する。

viii 連結子法人から配当があった場合、親法人の当該子法人株式の帳簿価額は、配当の額だけ減額される。このとき、配当原資が連結納税適用開始以前に発生した剰余金であっても、帳簿価額は減額されるため、子法人が剰余金を全額配当した後、親法人が子法人株式を売却した場合、株式の売却益がその分過大となる。このような二重課税を排除するため、子法人から連結納税適用開始前に発生した剰余金の配当があった場合には、子法人株式の帳簿価額を減額しないこととすべきである。例えば、資本金100で設立した子法人が、剰余金100となった時点で連結納税を開始し、剰余金が300となった時点で300を全額配当し、その後、親法人が子法人の全株式を100で第三者に売却したとする。現行制度では、親法人の売却益は100(=売却代金100-(当初帳簿価額100+所得の通算による増額200-配当による減額300))となる。本来は、売却益は0(=売却代金100-(当初帳簿価額100+所得の通算による増額200-連結所得からの配当による減額200))となるべきである。

ix 連結欠損金個別帰属額を有する子法人を売却した場合、当該欠損金はその子法人に帰属する。一方、親法人の当該子法人株式の帳簿価額は、投資簿価修正により当該欠損金の額だけ既に減額されているため、減額分について親法人において子法人株式の売却損失を認識できない。親法人側においてこの欠損金個別帰属額は、他の黒字法人の所得と全く合算されてないにもかかわらず投資簿価修正のみ行われるのは、二重課税を防ぐ投資簿価修正の制度の趣旨にも合わない。この解決のため、売却の場合は子法人株式の帳簿価額を欠損金個別帰属額分だけ増額し、親法人において売却損失を認識できるようにすべきである。例えば、資本金100で設立した連結子法人(親法人側の当初帳簿価格100)が90の欠損を計上した時点で10で売却したとする。現行制度では、親法人の当該子法人株式の帳簿価額は10(=当初帳簿価額100-投資簿価修正による欠損部分減算90)となり、親法人の所得は、0(=売却額10-帳簿価額10)となる。本来は、子法人の帳簿価額は100であり、売却損の計上により親法人の所得は90(=売却額10-帳簿価額100)となるのだから、欠損金個別帰属額のみで所得が少なくなるべきである。これは、平成17年度税制改正で、解散決議により離脱した連結子法人株式の帳簿価格修正において、欠損金個別帰属額となる部分を除くという改正がなされたことと同じ趣旨であり、改正すべきである。

x 例えば、個別評価金銭債権に係る債務者につき、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがあった場合等の繰入率を50%から100%に上げるなどの措置が望まれる。

xi 有価証券については、価額が50%以上下落しているものについて、会計上評価損を計上した場合は、回復可能性の有無にかかわらず評価損の損金算入を認めること、また、価額が50%以上下落していなくても、事業継続を断念しているような場合には、会計上計上した評価損の損金算入を認めること、ゴルフ会員権については、株券方式、預託金方式にかかわらず、また、プレイ権の有無にかかわらず、会員権相場と比較して50%以上下落しているものについては、会計上計上した評価損の損金算入を認めること、固定資産、販売用不動産についても価額が50%以上下落しているものについては、会計上計上した評価損の損金算入を認めること等が望まれる。